

お知らせ information

2018

10

■各種検診のご案内

市では、市民の方を対象に次の日程で各種検診を実施します。

受付時間

8時30分、9時30分、10時30分、12時30分、13時30分、14時30分

◆乳がん検診、骨粗しょう症検診

実施日

11月6日(火)・7日(水)

◆子宮がん検診

実施日

11月9日(金)～10日(土)

■乳がん検診

対象者	検診料金
40～49歳の女性	2,500円
50～74歳の女性	2,000円
75歳以上の女性	無料
検診内容 マンモグラフィ検査 (乳房のX線検査)	

■骨粗しょう症検診

対象者	検診料金
30歳以上の女性	700円
60歳以上の男性	700円
75歳以上の市民	無料
検診内容 骨密度測定装置(超音波)によるかかとの骨量の測定	

■子宮がん検診

検診内容など	検診料金
子宮頸部がん検診	1500円
超音波検査	300円

■子どもたちのための「里親」募集

里親とは、様々な事情により、家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情とまごころを込めて育ててくださる方のことです。

子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした、児童福祉法に基づき、子ども

のための制度で、子ども

の養育をする事になった

場合、里親手当や生活費が支給されます。

里親になるには特別な資格はありませんが、一定程度の基準があります。

関心をお持ちの方、希望される方、詳しい話が聞きたい方はご連絡ください。

お問い合わせ先

児童相談所稚内分室

☎32・6171

受付時間

8時30分～9時45分
12時30分～13時45分

◆各種検診について

※市の乳がん・子宮がん検診は2年に一度の検診となっております。平成29年

4月以降に市の検診を受けた方は利用できません。

(骨粗しょう症検診は毎年受けることができます)

※検診には事前申し込みが必要です。

※稚内市国民健康保険加入の方は、助成制度により検診料金は徴収しません。

※75歳以上の方は無料です。

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は、減免制度があります。詳細は

お問い合わせください。

※検診結果は、1か月～1か月半後に郵送します。

※市が交付した子宮がん・乳がん検診無料クーポン券をお持ちの方は、利用

することができます。

場所/保健福祉センター(中央4丁目16番2号)

申し込み・問い合わせ/市健康づくり課健康推進

グループ ☎23・4000

■地震・津波防災訓練を実施します

11月5日の津波防災の日になみ、国、北海道、稚内市が連携し、地域住民の防災力向上と地震・津波災害時における人的被害の軽減を図る事を目的とした訓練を声問地区で実施します。

※9時頃、訓練のため、緊急防災ラジコによるテスト放送を行います。

この放送を合図に各家庭などでもシェイクアウト

訓練にご参加ください。

お問い合わせ/市総務防災課防災グループ

☎23・6380

日時/10月28日(日)9時

シェイクアウト訓練とは

地震の揺れに備え、1分程度身を守る行動

- 1.姿勢を低くする
- 2.机の下に隠れるなどして頭を守る
- 3.そのまま動かない

をとる訓練です。

身を守った後は、自分の周りに地震の揺れで落ちたり割れたりする危険な物がないか点検するなど、災害への備えについて考える機会としてください。



■冬に向けて、福祉灯油を支給します

市では、障がいのある方がいる世帯やひとり親世帯などに対し、福祉の向上のため、冬に必要な灯油の一部を支給します。

対象になる方は、申請期間内に市社会福祉課の窓口で申請してください。

基準日/11月1日(木)

申請期間/11月1日(木)～平成31年1月31日(木)

対象/下の表のいずれかの条件に当てはまる世帯

※生活保護受給世帯、障がいのある方が施設に入所している世帯は除きます。

手続きに必要なもの/印鑑(代理の方は代理印)

給油券の交付

支給が決定した方に郵送します。

申し込み・問い合わせ/市社会福祉課障がい福祉

グループ ☎23・6453

対象世帯	条件	支給量
障害者世帯	身体障害者手帳1級・2級、療育保健福祉1級のいずれかに判定された方	90ℓ 市民税非課税
	国民年金法による障害基礎年金の受給者	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の受給者	
	特別障害者手当、特別児童扶養手当の受給者	
ひとり親世帯等	市内に在籍する外国人重度心身障害者福祉給付金の受給者	90ℓ
	児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費助成受給者(18歳未満)	

■10月～12月は滞納整理特別強化月間です

市では、次の税金や使用料等の滞納整理に取り組みます。

①市税

②国民健康保険税

③介護保険料

④後期高齢者医療保険料

⑤保育料

⑥学童保育料

⑦学校給食費

⑧市営住宅使用料

⑨市営住宅駐車場使用料

⑩土地貸付料

⑪建物貸付料

⑫し尿処理手数料

すでに納期が経過して未納となっている税金・使用料等には延滞金(えんたい)が加算されます。

納付または、連絡がない方については、勤務先への給与照会や、各金融機関等への預貯金調査等、財産調査を実施して、差押えを執行することになります。

なお、病気や失業など、特別な事情がある方は、ご相談ください。

※ATMを利用して振り込みをする場合は、事前に

お問い合わせ先

市税等(①②)は…市税務課納税グループ

☎23・6395

☆便利な口座振替も利用できます

口座振替の申し込みは通帳と印鑑を持参のうえ、ご利用の金融機関、または市税務課までお申し出

ください。

お問い合わせ先

市税等(①②)は…市税務課納税グループ

☎23・6395

使用料等(③～⑫)は…市税務課外グループ ☎23・6396